

評価の考え方と評価シートの記載内容について

1 評価に当たっての基本的な考え方等

- 評価は、あくまで条文の規定内容から読み取れる範囲内で行うものとする。
(条文の規定内容からは読み取れない事柄ができていないことを理由に、「(あまり)できていない」などとは評価しない。)
- 評価シートにおいて網掛けされている条文については、目的、理念、京都市会のルール、別に定めがあることを示しているものであり、評価になじまないことから、評価の対象としない。

2 評価基準

評価シートA 関係	評価シートB 関係	評価基準
1	1	条例の目的が全て達成されており、さらに積極的な取組を行っている。
2	2	条例の目的が概ね達成されている。
	3	充実させるべき点はあるものの、条例の目的が一定程度達成されている。
3	4	改善すべき点があり、条例の目的が満足に達成されていない。
	5	条例の目的が全く達成されていない。
4	6	上記のいずれにも該当しない。

3 評価シートの記載内容について（特記事項）

- 評価については、評価項目ごとに段階区分（評価シートAは3段階、評価シートBは5段階）で表示したうえ、評価理由として、現状に対する評価を記載するとともに、必要に応じて今後に向けてで考え方などを示した。
- 条文改正の必要性について、有・無及びその理由を記載することとした。
- 全会派の共通認識が得られなかったものについては、備考欄に、条文改正に関するものと課題として示されたものとに区分し、会派意見として記載した。
- 評価に当たっての参考資料として、評価等と関連して、市会改革推進委員会で過去に議論があったものを取りまとめるとともに、評価シート上に参考表示した。